必ずご確認ください!!　※確認できたら□にチェックをしてください。

毎回、無効となる申込みや辞退が発生しています。申込書を提出する前に、下記の項目についてご確認いただき、お間違いのないようご注意ください。

□ **申込資格を満たしています。**

※ 単身者に無効の申込みが多くなっています。単身者の方は､申込みのしおり82ページの｢単身者向け｣申込区分にあります申込資格をよくお読みのうえお申し込みください。

※ 大阪市内にお住まいでない方は申込みできる区分が限られています。それぞれの申込資格をよくお読みのうえお申し込みください。

※ **親子近居住宅（子世帯向け）に申込みされる場合**、申込者の世帯が夫婦又は親子を中心とする２人以上の親族で構成する世帯であって、かつ、申し込む住宅と同一行政区内に「親世帯（60歳以上)」が居住していること（住民登録をしていること）が必要です。また、**親子近居住宅（親世帯向け）に申込みされる場合**､「子世帯」が夫婦又は親子を中心とする２人以上の親族で構成する世帯であって､かつ､申し込む住宅と同一行政区内に居住していること（住民登録をしていること）が必要です。

□ **１世帯で１件しか申込んでいません。**

※ １世帯による２件以上の申込み（記入誤り等による申込書の再送を含む｡)、又は、同一人が申込者・同居者として複数区分に申込んだ場合は、重複申込みとなりすべての申込みが無効となりますのでご注意ください。

□ **収入基準を満たしています。**

※ 収入基準を超過していることにより無効・失格となるケースが多くなっています。申込みのしおり17～26ページをよくお読みのうえ、入居収入基準にあった住宅をお申し込みください。

□ **「市営住宅入居申込書」に記入誤り・記入漏れはありません。**

※ 郵送でお申込みの際、住宅名、申込区分番号の記入誤り・記入漏れによる無効が増えています。住宅名と申込区分番号が一致しないときや申込書と通知票（はがき）２か所の申込区分番号が一致しないときなど、どの申込区分番号に申込まれたか分からない場合は無効となりますのでご注意ください。

□ **「抽選番号通知票（郵便はがき)」と「抽選結果通知票（郵便はがき)」にそれぞれ切手を貼っています。(郵送の場合のみ)**

※ 「抽選番号通知票（郵便はがき)」と「抽選結果通知票（郵便はがき)」に**85円切手**が貼っていない場合、抽選番号及び抽選結果をお知らせできませんのでお忘れないようにお願いします。

□ **契約（令和９年２月以降）までに敷金、引越費用等の準備ができます。**

※ 敷金、引越費用等が用意できないことを理由に辞退される方がおられます。必ず、敷金、引越費用等を契約までにご準備ください。

※ 敷金は分割して支払うことができません。あらかじめご了承ください。

※ **本市浴槽設置事業により浴槽を設置した住宅については、浴槽以外の箇所等に給湯器はありませんので、あらかじめご了承ください。(詳しくは49ページを参照ください。)**

□ **ペットを飼いません。**

※ 市営住宅では犬・猫などのペットを飼育することはできません。

□ **申込みする住宅に間違いありません。**

※ 契約の際に思っていた住宅と違っていたことを理由に辞退される方がおられます。募集住宅一覧表の住宅名、所在地（**申込区分の代表的な住所を記載しています。**)、浴室の有無、エレベーターの有無やタイプ、家賃をよくご確認のうえお申し込みください。

※ 付近の交通機関、道路、工場等の住環境については、現地に事前に行かれるなど十分にご検討ください。(**室内を事前に見ていただくことはできません。**)

□ **緊急連絡先を確保できます。**

※ 契約にあたって、入居中の事故又は長期不在等の緊急時における連絡先（緊急連絡先）を登録していただきます。緊急連絡先は同居されない方で、国内に住所を有する、原則として入居者の親族の方を指定してください。

入居者募集のあらまし

○　募集の対象となる部屋につきましては、既に空き家となっている部屋に加え、今後空き家となることが見込まれる部屋についても募集しております。したがって、当選されてもすぐに入居できない場合もあります。

○　当選された方は、入居できる時期までお待ちいただき、申込区分内から本市が指定する住宅に入居していただきます。

○　**親子近居住宅**は、高齢社会の住宅施策として、親世帯と子世帯とがお互いにふれあい、援助しあいながら、またプライバシーを守りつつ、近く(同一行政区内)で生活できるようにしたものです。

○　**若者夫婦・子育て世帯向け住宅**は、少子化傾向に歯止めをかけ、大阪市の将来を担う層を育てていける環境を整備するための住宅施策として、高等学校終了前とされる年齢(18歳まで)の子どものいる世帯、又は夫婦のみからなる世帯で、そのうち、いずれかが40歳未満の世帯が住宅を確保できるようにしたもので、平成21年度から年２回の定期募集に加えて、11月にも入居者募集を行うことにしました。(令和６年度以前は子育て世帯向け住宅)

○　**改良住宅**とは、住宅地区改良法に基づき建設された市営住宅で、空き家が発生した場合は公営住宅に準じて管理を行う住宅です。

○　大阪市では、市民一人ひとりが互いに尊重しあい、地域に愛着を持って、ともに暮らし、ともに支えあうコミュニティを形成し、心豊かに過ごすことのできる社会の実現をめざしております。
市営住宅におきましても共同生活のルールを守り、お互いに交流を深め、豊かなコミュニティ形成を図っていただくようお願いいたします。

○　外国籍の方が入居される場合、国籍、在留資格等を確認し、緊急時の連絡先については、原則として日本語による円滑なやり取りが可能な者とすることとしました。

○　市営住宅の入居者等の生活の安全と平穏の確保、市営住宅制度への信頼確保のため、申込者本人及び同居する者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第77号)第２条第６号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合は、申込みできません。また、申込み受付後に暴力団員であることが判明した場合は、たとえ当選されても入居決定を取り消します。

「申込みのしおり」をよくお読みください！

最近、「敷金が用意できない。」「エレベーターがない。」などの理由で当選されても辞退される方や、何の連絡もなく契約手続きをされずに辞退扱いとなる当選者が増えています。

入居を希望しながら落選した多くの方がおられるなかで、当選者が辞退されることは落選した方から入居の機会を奪ったということにもなってしまいます。

多くの方に入居いただき、市民の財産である市営住宅を有効に活用していくためにも、「申込みのしおり」をよく読み、十分検討いただいたうえでお申し込みください。

※生活保護を受給されておられる方は、必ず担当ケースワーカーにご相談のうえお申し込みください。

目　　次

募集区分・申込方法・抽選 …… 1
入居者募集のあらまし …… 3
申込みから入居まで …… 5
申込みの方法 …… 6
申込書の書き方、申込書記載例 …… 7～13
申込みにあたっての注意事項 …… 14
申込みの無効・失格について …… 15
申込区分について、単身者向け区分の申込みについて …… 16
月額所得額の計算方法 …… 17～26
特別控除・用語の説明 …… 22
入居収入基準表 …… 23
公営住宅及び改良住宅の家賃について、高齢者世帯等について …… 27
配偶者からの暴力により被害を受けている方について …… 28
募集住宅について …… 29・30
募集住宅一覧の見方 …… 31・32
市営住宅の近隣施設（子育て関連施設等）一覧 …… 33～37
市営住宅の最寄りの交通機関一覧 …… 38～47
市営住宅の標準間取り図 …… 48・49
市営住宅の標準的な室内写真 …… 50・51
親子近居住宅（親子セット向け） …… 52～54
親子近居住宅（子世帯向け） …… 55～57
親子近居住宅（親世帯向け） …… 58～60
若者夫婦・子育て世帯向け …… 62～80
単身者向け …… 82～89
一般世帯向け …… 90~104
抽選 …… 106・107
当選後の手続き …… 108
入居資格審査チェックリスト …… 109～112
誓約書 …… 113・114
大阪市営住宅入居申込に係る住所等届 …… 115
在職証明書・給与支払証明書 …… 119
事業所得の収支明細書 …… 121
退職証明書 …… 123
婚約証明書 …… 125
障がい者手帳交付状況に関する本市保有情報の確認に係る同意書 …… 127
児童扶養手当受給状況に関する本市保有情報の確認に係る同意書 …… 129
単身者入居に関する自活状況申立書 …… 131・132
単身生活に関する調査票 …… 133
大阪市営住宅入居申込に係る住所等届　記載例 …… 135
令和８年度市営住宅入居者募集のご案内 …… 142
申込書配布場所・お問い合わせ先一覧 …… 144

申込書を出す前に必ず2・3ページをご覧ください。